

公益財団法人えどがわ環境財団
役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人えどがわ環境財団(以下「この法人」という。)の定款第18条及び第36条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) この法人の理事のうち、理事長、専務理事及び常務理事を業務執行役員という。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費(宿泊費含む)交通費等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員等の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 業務執行役員の報酬は月額とし、別表第1に定める業務執行役員俸給表に基づき、評議員会において各々決定し、支給する。
- 3 業務執行役員以外の役員等の報酬は日額とし、理事会等への出席の都度、別表第2に定める役員等報酬日額表を上限として支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 業務執行役員の報酬等は、毎月15日に支給する。ただし15日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、15日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日を支給日とする。

- 2 業務執行役員以外の役員等の報酬は、月の初日から、その月の末日までの間における出席日数により計算した総額を、翌月15日までに支給する。
- 3 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(就任又は退任時の報酬)

- 第5条 月の初日以外の日において、新たに選任された業務執行役員に支給する当月分の報酬の額は、第3条に基づいて定める額を日割りで計算し支給する。
- 2 月の末日以外の日において、業務執行役員が退職又は死亡により役員でなくなったときの報酬の額は、第3条に基づいて定める額を日割りで計算し支給する。

(通勤手当)

- 第6条 業務執行役員には、通勤に要する費用として通勤手当を支給するものとする。
- 2 通勤手当の額は、公益財団法人えどがわ環境財団給与規程により算定した額とする。
 - 3 通勤手当の支給方法は、第4条に規定する支給方法による。

(費用の弁償)

- 第7条 この法人は、役員等がその職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 2 費用の弁償の額は実費とし、役員及び評議員は証拠書類を添付して請求しなければならない。
 - 3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公表)

- 第8条 この法人は、この規程をもって、認定法第5条第13号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表第1 業務執行役員俸給表(単位:円)

号俸	月額	号俸	月額	号俸	月額
1	230,000	8	440,000	15	650,000
2	260,000	9	470,000	16	680,000
3	290,000	10	500,000	17	710,000
4	320,000	11	530,000	18	740,000
5	350,000	12	560,000	19	770,000
6	380,000	13	590,000	20	800,000
7	410,000	14	620,000		

別表第2 役員等報酬日額表(単位:円)

役員名	会議等	支払うことのできる報酬日額	備考
評議員	評議員会	3,000 学識経験を有する者は15,000	
理事	理事会 評議員会	15,000	業務執行役員を除く
監事	監事監査 理事会 評議員会	15,000	